

十九番宮沢良一君

二十番 指田

保雄君

二十一番 小林菊三君

二十一番員并

喜代次君

二十三番 関 米吉 君

二十四番
塩野

鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堀 仁七君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

森田進君

議事 市川昭利 君
係長

臨事速
記事務
川久保
反子君
補佐員

出席説明員は次のとおりである。

市
長田村匡雄

助 役 古 谷 徳 男 君

收入役高水求

教 育 長 森 田 猛 君

全面財政部長生子國利

總務部長淺見裕康君

市民部長井上久男

福祉部長須崎進君

建設部長 内田 和雄

教育次長 八木房雄 君

局長事務取扱不杯田
武

選舉管理委員會事務局長

君

一 本日の議事日程は次のとおりである

昭和五十六年第四回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 十二月二十二日（火）午前十時

日程第一 議案第四百四号 福生市組織条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第四百五号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第三 議案第四百六号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第四 議案第四百七号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第五 議案第四百八号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第六 議案第四百九号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第七 議案第四百十号 福生市民会館条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第八 議案第四百十一号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第九 議案第四百十二号 福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

例

（審査報告）

日程第十 議案第四百十三号 福生市民体育館条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第十一 議案第四百十四号 福生市福祉事務所設置条例（審査報告）

日程第十二 議案第四百十五号 福生市道路占用料徴収条例（審査報告）

日程第十三 議案第四百十六号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第四号）

（審査報告）

日程第十四 議案第四百十七号 昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）

（審査報告）

日程第十五 議案第四百十八号 昭和五十五年度福生市一般会計決算認定について

（審査報告）

日程第十六 議案第四百十九号 昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

（審査報告）

日程第十七 議案第四百二十号 昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

（審査報告）

日程第十八

議案第二百一十一号

昭和五十五年度福生市下水道事業会計決算認定について
(審査報告)

日程第十九

議案第二百二十二号

昭和五十五年度福生市受託水道事業会計決算認定について
(審査報告)

日程第二十

陳情第五号

記帳義務法制化反対に関する陳情書

(審査報告)

日程第二十一

請願第五号

老人保健法案反対に関する請願書

(審査報告)

日程第二十二

議案第二百二十七号

福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

日程第二十三

議案第二百二十八号

「老人保健法案」反対に関する意見書

日程第二十四

陳情第九号

朝鮮の自主的平和統一に関する陳情書

日程第二十五

閉会中の継続審査申し出について

日程第二十六

特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長(末次性男君)

ただいまから昭和五十六年第四回福生市議会定例会
第三日目の会議を開きます。

○議長(末次性男君)

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の
報告をいただきます。

(森田議会議務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

二、意見書の受理について(別添参照)

三、陳情書の受理について(別添参照)

四、決算特別委員会の資料要求に伴う資料提出について(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において

検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、去る十八日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に日程であります。本日議案はすでに委員会を審査した報告事項が中心であり、新しく提案する議案は市長から送付された条例の一部改正、議員提出の意見書、他に陳情一件の計三件であります。

日程の順序については、お手元に御配付のとおりとし、新しい議案については意見書を除き、別紙付託表のとおりいたしました。

なお、審査報告であります。日程第三から第六については、いずれも旅費の交付基準に関するものであり、また日程第七から第十については、いずれも市の公共施設の使用料金の改正でありますので、おのの四議案を一括して上程することといたしました。また全員協議会につきましては、理事者からの申し出もあり、また議会側としても協議事項がありますので、本日の全日程終了後開催することといたしました。

以上でございますが、本日は本年度最後の議会でございますので、議員各位の御協力により議事が円滑に運営されますようお願いを申し上げます。

○議長(末次性男君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長(末次性男君) これより日程に入ります。

日程第一議案第百四号福生市組織条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第百四号につきまして御報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

冒頭におきまして理事者側より、今回の改正は部制施行後三年経過した現

行組織を見直すため、組織検討委員会を檢討した結果、新たに企画財政部に市史編さんに関する事、また建設部に学校教育施設を除いた行政施設を総括して、維持管理運営をするために施設を加えようとするものであるとの説明がございまして、また現行の組織図の資料を求めましたところ、現在の職員数は、条例定数は四百四十二名で、実数は勸奨退職者五名を含め十二月一日現在で四百三十四名となつてゐることであります。

さらに、質疑の中で組織規則改正に伴う事務文書案の資料提出を求め、審査をしたことも合わせて御報告しておきたいと思ひます。

本案審査の経過につきましては、四時間にも及びまして文字どおり慎重審査を重ね、各委員からあらゆる角度から質疑が交わされたわけであり、

その実質審査の内容といしましては、本条例改正に伴う組織規則の内容が主たるものでありまして、その質疑の内容を申し上げますと、今回の改正に当たって何年ぐらゐを目安としたのか。課や係を分離した理由と、メリットはどうか。今後の人員配置は人物主義であるのか、あるいはセクシオン主義であるのかとの質疑がございました。それに対しまして、昭和五十三年に施行した現行の組織を見直すとともに、向こう三年間程度

を目安として、今回の改正を考えた。当市の公共施設も充実し、行政形態も当時より変化してきており、点在するこうした施設を集中して維持管理するために分離しなければならぬ状態となった。具体的には、いままで分散していた維持管理を施設課を設置し、集中して管理することによって修繕等に費やした分を市民サービスに向けられるということ。福祉事務所の厚生課については、福祉大法に定める事業を分離することにより、より充実した福祉事業ができるということ。教育委員会における指導室の設置も、市民からの教育相談等教育指導の充実が図られるということ。さらに、市史編さんも担当主幹を置いて準備に取りかかり、後世に残していきたいということなどがあります。今後の人員配置については、職制のバランス上大変むずかしい問題であるが、現実には、人を中心として考えざるを得ない状態である。

さうに市民とかかわりの深い広報広聴を企画財政部にしている理由は何か。今回の改正により、何人ぐらい職員かふえるのか。あるいは、組織検討委員会の経緯等についての質疑がありまして、広報広聴を企画財政部で担当しているというのは、市民からの苦情や要望をより早くキャッチして行政に反映させるということであるが、見方によつては一考を要する点もあるかと思う。市民相談関係を分離

したのは、市民のプライバシー問題が非常に多く、各種の相談件数も多くなっているためである。この職員は、広報広聴と市民相談係に三名ずつ配置し、市史編さん担当として課長クラスの主幹と、係を一名程度考えられている。企画財政部の人員は、調整担当と兼務の市史編さん担当主幹や、市民相談係の分離等があるのでは結果的には若干増も考えられないこともない。組織検討委員会は、助役を委員長に委員二十二名でつくり、四月十四日から十三回開催している。この中での意見としては、何十項目に及ぶ問題点が出され、集約していくべきもの、今後は減らしていくべきもの等が示され、それらの集約に相当の日数を要したわけであるが、結論的には、先般各議員さんにお配りした組織となつたわけである。

また、企画担当にある特命事項として、市史編さんはできなかったという点については、そうした点も検討したけれども、市史編さんは大きな事業であり、条例中大分類として位置づけられるために、特命事項とは別にして条例化したわけである。

また、委員より組織検討委員会での内容をもつと具体的に説明願いたいとか、運動施設の設備や使用許可まで、施設課で所管させることは社会教育活動という性格からいつて問題があるのではないか。あるいは、現今の社会情勢からして、組織の

拡大、職員増加は好ましくないが、その点をどう考えるか。そのほか福祉第二係や消費者対策等についての質疑がございました。

検討委員会における問題点の内容ですが、たとえば施設課の新設について、建設指向型から維持管理を重視する状態に入り、課を新設して直轄で維持管理をするのが望ましいというふうに提言される。各施設の所管担当には、専門の職員もおらず修繕等の場合の積算も業者任せであり、入札や積算根拠の問題等から専門的に行つた方がいいということ。そのほか市民税関係においても固定資産税の土地と家屋を分離したかどうかとか、あるいは、課税と徴収を分離すべきだとか、あるいは市民部のうちの一部係の統合ということもありまして、それぞれそうした点のメリット、デメリットの観点から協議をしたわけだが、現在の事務量、あるいは人員の抑制ということから、お示した機構と決定したわけであるとのことでありました。施設課における使用許可の点については、日曜日とか夜間受付等の問題もあるので、今後若干の調整はしなければならないと思う。運動施設の設置は、いままでも専門職である都市計画課をやっており、今後教育委員会側とも調整しつつやっていきたい。機構改革なり組織改正は、職員増につな

がるということは絶対にないということとは言えないわけで、限られた人員の中で十分市民サービスに努めるよう指導もしているが、いままでは建物の新設については、職員も若干ふやしてきたものの、運動施設等については現状の体制で対応してきたという経緯があり、今回見直しをしたわけである。国や都からも行革とか人件費の抑制について指導もきているが、行政の末端である地方自治体からすると、市民サービスに対応する上で非常にむずかしい面がある。理想からすれば最少人数でサービスができればいいのだが、そういうことから職員増は極力抑制してきたし、本来なら縮小すべきだということとは十分認識している。行政事務は年々ふえてきており、極力最少経費で行政効果を上げるよう今後も努めていきたいと思っている。

建設部の中にも課によって、管理係があるけれども、その中でやりくりはできないのかという点について、土木課における管理係は道路関係ですが、将来的にはそうしたものを含めて管理するのが理想的かもしれないが、現在のところは建物と道路は別にして管理する考えである。福祉第二と厚生を分離したが、福祉第二をさらに充実するということは、人員等の関係もあり困難である。今後全体的に情勢の変化や外的要素が変わってくれば、三年間と言わず見直す必要も出てくるかと

思う。消費者対策を明確にすべきだという点については、経済課で行っている現状で対応できるものと判断している。図書館における係の分離も検討委員会に出たがやはり分離することによって機動性を失うとか、人員の問題もあり、事務の補完という意味から、電算化等で処理できるのではないかとということから、現状のままとした。

このような答弁があり、さらに委員から特に市長に答弁を求め、市長より大変貴重な御指摘を受けました。当市は都下においても人口の移動が非常に多く、また大都市並みの要望や悩みを市民から出されている。また短期間のうちに各種の施設が市内全域にできたわけですが、このように組織を変えたから、即効果が出てくるというものではないが、ある程度集中管理をすることによって市民にプラスとなることである。

二のような質疑応答が続き、さらに委員から、それではこの条例が通って組織規則も改正することになり、しかし、まだ調整する部分があるということだが、この施設課における使用許可業務について最終的にどう考えているのかこの指摘があり、助役より御指摘のとおり施設課における使用許可業務が問題となり、私どもも組織規則の改正に当たっては、極力市民サービスの低下を来さないよう十分配慮

したいということから、この使用許可業務は従来どおり教育委員会で行うこと
したいとこういふような答弁がございまして、これを受けて教育委員会側の立場
として、教育長からその点は配慮する旨の答弁がなされたわけでありませう。

また、組織の細分化は職員の増加につながるという点については、この条例を提案した
背景があり、現在の職員数で職務を行うよう努力していきたいという理事者よ
りの力強い答弁の故、とめどない質疑の幕は閉じたわけでありませう。

それからまた、いろいろ意見ございましたが、職員組合とも十分話をしておい
たこと、あるいはまた、施設関係筋については、教育委員会とも十分調整をして
いたこと、といったような意見もございまして、それ故、そこで本議案につきま
してお諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定を
いたしましたよう次第でございます。

以上が委員会におきます審議経過であります。何とぞ議員各位の御理解を
賜りまして、当委員会報告書とおり御決定くださいますようお願いを申し上げま
して審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百四号については、委員会報告とおり可決
することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第百四号は委員会
審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二議案第百五号福生市職員定数条例の一部
を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報
告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名によりまして、本案の審査報告をさせていただきます。

なお、配付済みの審査報告書の朗読につきましては、省略をさせていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

本案の審査に先立って、理事者側より今回の組織改正に伴い、新たに厚生課を設置することになり、従来定数条例で人数を福祉事務所の定数として明記したが、福祉事務所の職員も市長部局の職員に入っているものであり、人数を明記しなくとも市長部局の職員に福祉事務所の職員も含むということを示すればよろしいとの上級官庁の解釈から、そのように改めるとともに、字句の整備を行うものである。

このような説明があり、委員からいままでは四十九人の定数にいつぱいになった例はあるのか。この改正によって、福祉事務所の判断で自由にふやせるのか。あるいは、いままでの四十九人と定めた根拠はあるのか等の質疑に対して、理事者側より、過去においては最高四十七人までだった例はあるけれども、現在は四十三人となっている。市長部局の

定数のうち、四十九人までは福祉事務所の定数であるということと定めてあったわけである。福祉事務所の判断で、ふやせるわけではない。全体の定数三百十人の中で、操作をし、市長の権限によって行うのである。今回厚生課が分離するので、福祉事務所の人数は十五人程度になると思うが、事業の実態に即して弾力的に増減ができるような形にするということである。四十九人と定めていたが、過去において保育園の設置、増築等により、保育がふえたこともあり、その積み重ねから四十九人となったものと思う。この人数をうたった根拠は、社会福祉事業法とか、指導もあって明記したものと思う。

このような質疑応答があり、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定をいたしました次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告書とおり御決定くださいますようお願いいたします。

議長(末次性男君) まことに簡単でございますけれども、審査報告にかえさせていただきます。
○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、委員会報告とおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって議案第百五号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君）この際、日程第三から日程第六までの四案を一括して上程いたします。

日程第三議案第百六号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四議案第百七号 福生市非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第五議案第百八号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正

する条例

日程第六議案第百九号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

以上四案を一括して議題といたします。

本四案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 石川慶一郎君 登壇）

○総務委員長（石川慶一郎君）御指名がございましたので、議案第百六号、百七号、百八号、百九号四案を一括して審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にご置きます四案の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず百六号であります。本審査の冒頭、担当課長より提案理由の説明がございました。

一といたしましては、条例中における字句の整備でありまして、二といたしましては、旅費支給基準の改正であり、これについては二十六市との均衡